

# 学童保育に関わる用語・ 仕組みや改善に向けた 取り組みの解説

編集部



本稿では、学童保育に関わる用語・仕組みや改善に向けた取り組みについて紹介します。

## 児童福祉法と学童保育

児童福祉法は、児童の福祉を保障する基本を定めた法律です。

第四条で児童を「満一八歳に満たない者」と定義づけており、総則には、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」（第一条）と、児童福祉法全体に共通する規定が示されています。

学童保育は、一九九七年に「放課後児童健全育成事業」という名称で、児童福祉法・社会福祉法に定められ、法律にもとづく事業として実施されています。また、二〇一二年制定の「子ども・子育て支援法」と児童福祉法の改定によって、市町村が行う「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられました。

児童福祉法（第四条八の二）には、市町村（特別区も含む。以下、同じ）は、国が定めた「省令」をふまえて、学童保育を運営する際の基準を「条例」で定めるとされています。

## 省令とは

「省令」は、各省の大臣が担当する行政事務（行政権の発動として行う事務）について、法律や政令（内閣が制定する命令）を施行するため、または、法律や政令の特別の委任にもとづいて、各省（機関）から発する命令です（国家行政組織法第一二一条一項）。

国は、二〇一四年に厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「設備運営基準」）を定めました。

## 条例とは

「条例」は、日本国憲法に定められた自治立法権（憲法第九四条）にもとづいて、都道府県や市町村が制定する法律で

す。成立するには、議会で過半数の賛成が必要であり、改正・廃止にも議会の議決が必要です。

住民には直接請求の一つとして「条例の制定・改廃の請求制度」が設けられており、有権者数の五〇分の一以上の連署がそろっていると条例の制定、または改廃の請求をすることができですが（地方自治法七四条）、審査・決定権は議会にゆだねられています。

## 省令と条例の関係

現在、全国各地の学童保育は、国の省令をふまえて市町村が定めた設備運営基準の条例（最低基準）および国の策定した「放課後児童クラブ運営指針」（以下「運営指針」）にもとづいて運営されています。

省令には、「従うべき基準」（省令の内容を上回った基準を定めることはできるが、下回った基準をつくることはできない）、「標準」「参酌すべき基準」（省令で定めた基準を参考にして定める）があります。

ただし、省令の「従うべき」や「参酌」は、市町村が条例の基準を決めるときのことですから、市町村の定めた条例は、

すべて法的拘束力を持つ「最低基準」であり、守らなければならぬものです。

## 放課後児童支援員とは

「放課後児童支援員」は、学童保育指導員のなかで、国が設けた資格を取得した者のことです。

二〇一二年の「子ども・子育て支援法」制定と児童福祉法の改定にもなっており、「放課後児童支援員」の認定資格制度が設けられました。

「放課後児童支援員」の資格を取得するには、保育士有資格者、社会福祉士有資格者、高卒以上で二年以上児童福祉事業に従事した者、教諭有資格者などの一〇項目のいずれかに



該当する者が、都道府県が実施する（政令市・中核市が行っている地域もある）一六科目二四時間の「放課後児童支援員認定資格研修」（以下、認定資格研修）を受講し、修了することが必要です。

認定資格研修の目的は、「放課後児童支援員」として必要な知識および技能を補完し、「設備運営基準」と「運営指針」にもとづく放課後児童支援員としての役割および育成支援の内容等の共通理解を得るため、職務を遂行するうえで必要最低限の知識と技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうこと、とされており、技能向上の研修とは性格が異なります。

\* \* \*

これまで、国の「設備運営基準」では、指導員の資格と、「放課後児童支援員」を、各学童保育（支援の単位）ごとに二名以上配置するという配置基準が「従うべき基準」として定められていました。

二〇一九年五月、指導員の資格と配置基準を「参酌基準」に引き下げる児童福祉法の改悪が成立し、二〇二〇年四月から施行されています。「設備運営基準」における位置づけが変わったことで、今後、学童保育の質や、指導員の労働条件などについての市町村格差がさらに拡大することが予想されています（今月号七四〜七五頁参照）。

「指導員の資格と配置基準を『従うべき基準』に戻すこと」「そのほかの設備・運営に関する『参酌基準』も『従うべき基準』とすること」「基準を満たすために必要な予算の拡充」

などを求めて国に働きかけること、「現行の条例の水準を維持・拡充し、質を向上させるための方策を進める」ように、今後も市町村に働きかけていくことが重要です。

## 請願・請願署名について

私たち学童保育関係者は長年、地域の行政担当者や議員との懇談や要望書の提出、議会への働きかけなどを通じて、個々の学童保育と地域の学童保育全体をよりよくすることに取り組んできました。

一人ひとりの声は小さくても、当事者である保護者・指導員の意見をまとめ、保護者会・父母会や指導員組織、地域連絡協議会を通じて、総意として、要望を届けることができます。

また、地方議会や国会への請願なども、大切な取り組みです。

日本国憲法第一六条には、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と、国や地方

公共団体の機関に向けて要望や希望を述べることができる国民の権利「請願権」が定められています。

国会に提出される請願署名の場合には、私たちの共通の願いを「請願項目」にまとめ、これに賛同する方に署名をしていただき（原則として直筆。日本国内在住の方であれば誰でもできます）、国会議員の紹介をとおして国会に提出されます。

学童保育が児童福祉法に位置づけられたのも、一九七三年以降、国の制度化を求める国会請願や、「一人ひとりの声」を国に届ける取り組みを行い、保護者・指導員らの切実な声が社会の反響を呼び、国政に影響を与えたことが大きな力となりました。

\* \* \*

今後もひきつづき、私たちの声を集め、保護者会・父母会や指導員組織、そして連絡協議会などを通じて、国や自治体にていねいに働きかけていきましょう。

